



令和7年度(第2回)
iNat(競争的研究費による研究成果の
社会実装に向けた知財支援事業)

知財戦略プロデューサー派遣先の公募について
～公募要領～

令和7年6月16日



1. 事業の目的

令和6年度から新たに開始された「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業(IP Acceleration program for National R&D projects (iNat:アイナット)」は、我が国の競争的研究費制度¹に基づく公的資金が投入され、かつ、革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト(以下、「国プロ」という。)を推進する大学、研究開発機関及び技術研究組合(以下、「研究開発機関等」という。)ならびに国プロの資金提供元であり、複数の国プロをマネジメントするファンディングエージェンシー(以下、「FA」という。)に対し、「INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)」が、知的財産マネジメントの専門家である「知財戦略プロデューサー²(以下、「知財 PD」という。)」を派遣し、当該国プロの初期段階より知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメント並びに当該社会実装を加速する活動を支援することにより、革新的な研究開発成果からのイノベーションの実現に寄与することを主たる目的とするものです。

令和5年度までの「知的財産プロデューサー派遣事業³」(以下、「前事業」という。)からの変更の主なポイントは以下の通りです。

- ・ 支援年数の上限がなくなり、10年に渡る長期国プロでも継続支援が可能に
- ・ 国プロの進捗に応じて、必要な時期に必要な分の知財支援を行うことが可能に
- ・ より多くの国プロを支援できるよう、FAへの派遣が可能に

※国プロについては、INPITの提供するe ラーニングサービス「IP ePlat」において[「国プロにおける知財マネジメントのポイント」](#)の解説動画を視聴することをお薦めします。

2. 事業の概要

iNatでは、支援対象として採択した国プロを推進する研究開発機関等又は国プロの資金提供元として国プロをマネジメントする FA に知財 PD を一定の期間派遣し、上記「1. 事業の目的」に記載の内容に即した支援を行います。



支援スキーム	ポイント
1 : 研究機関派遣型	<ul style="list-style-type: none">✓ 支援年数の上限を撤廃✓ 必要な日数分だけ、柔軟な支援が可能（最大90日/年）✓ 支援開始時に支援計画を作成。継続支援には支援計画の達成が必要
2 : FA派遣型	<ul style="list-style-type: none">✓ INPITが令和5年度に実施した「知的財産プロデューサー派遣事業」で支援した一部のプロジェクトが対象（新規公募なし）
3 : 指定継続プロジェクト派遣型	

✓ 支援期間は**1年**。連続した継続支援も可能

¹ 内閣府 HP 競争的研究費制度について <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

² 知財 PD 一覧 <https://www.inpit.go.jp/content/100882525.pdf>

³ 知的財産プロデューサー派遣事業 <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>

3. 知財 PD の支援内容⁴

知財 PD は、知財関連実務を行うスタッフとしてではなく、プロジェクトの研究戦略や事業戦略を踏まえ、国プロを推進する研究開発機関等のプロジェクトリーダー(以下、「PL」という。)又は国プロの資金提供元として国プロをマネジメントする FA 内の担当者(以下、「プロジェクトマネージャー(PM)」という。)を補佐し、必要に応じて INPIT から派遣する他の専門家と連携し、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略の策定及びマネジメント並びに当該社会実装を加速する活動を支援します。

【支援スキーム】

支援スキームは3つあり、それぞれ派遣先や支援日数、支援内容などが異なります。

いずれにおいても、採択後に作成する支援計画に基づいて知財 PD が1年間の知財支援を行います。

支援スキーム	知財 PD の派遣先	対象となる公募要領、申請書
スキーム1: 研究機関派遣型	国プロを推進する研究開発機関等	<ul style="list-style-type: none">・ 本公募要領・ 申請書(研究機関派遣型)
スキーム2: FA 派遣型	国プロの資金提供元として国プロをマネジメントする FA	<ul style="list-style-type: none">・ 本公募要領・ 申請書(FA 派遣型)
スキーム3: 指定継続プロジェクト派遣型	前事業で支援するプロジェクトのうち、INPIT が支援継続を認め、指定した研究開発機関等	<ul style="list-style-type: none">・ 前事業の公募要領・ 申請書(別途 INPIT より送付)

- ・ スキーム1、2のいずれも1年間での最大の支援日数は90日です。なお、スキーム1では、国プロごとに支援上限日数(通算)が定められます(別表1参照)。申請者は、申請時に、当該支援上限日数を超えない範囲で、今後1年間に必要な支援日数(10日単位。)を記載してください。
- 知財 PD による支援日数は、申請時の支援希望内容と支援希望日数を踏まえて INPIT が決定します。また、次の支援期間も継続して支援を受けるためには、支援期間の後半に行われる継続審査を通過する必要があります。
- ・ スキーム3の支援対象は、前事業で支援する一部のプロジェクトであり、新規公募は行いません。また、支援内容は前事業に準じます。

【支援内容】

- ・ 知財 PD は決定された支援日数に基づき、プロジェクトのステージ⁵を鑑みて、以下の①～⑫に示す範囲内で支援内容を記した支援計画を派遣先に提示し、派遣先との合意を得て活動します。
- ① 研究開発戦略・事業化戦略に基づく知的財産戦略策定支援

⁴ はじめて申請を検討される方は、INPIT の提供する「[政府研究開発プロジェクトにおける知財支援のポイント](#)」をご参考ください

⁵ プロジェクトのステージは、「基礎研究ステージ」、「研究開発ステージ」、「社会実装ステージ」の3つを想定しています。

- ② プロジェクトに関する知財(フォアグランド・バックグランドIP)の取扱い指針(知財ポリシー等)・取扱い手続きのルール(発明届等)策定、知財契約、管理体制、実務運用への助言等に係る支援
- ③ プロジェクトが対象とする技術分野の特許情報調査・分析(パテントマップ作成等)に係る支援
- ④ プロジェクト内で生まれる発明の発掘、発明の知財ポートフォリオ上の位置付け評価、強い特許網を形成するための周辺技術・応用技術への展開に係る支援
- ⑤ 頑強な特許網を形成するための出願戦略等の支援
- ⑥ ノウハウ・データ等の秘密管理等に係る支援
- ⑦ プロジェクト参画研究開発機関におけるステージアップを指向した顧客セグメント・研究資金・試作品の検討、パートナー企業探索等に係る支援
- ⑧ プロジェクト研究開発成果の創出・活用に向けたプロジェクト参画研究開発機関とパートナー企業間における共同研究の推進(共同研究成果の確認等)に係る支援
- ⑨ プロジェクト参画研究開発機関のパートナー企業に対する事業化シナリオのプランニング、事業化シナリオ検証のためのSWOT分析等に係る支援
- ⑩ プロジェクト参画研究開発機関における大学発スタートアップ創立、コンソーシアム創設等に係る支援
- ⑪ FA 内での知的財産に関する研修やセミナー等を通じたプロジェクトマネージャーの育成に関する支援(**FA 派遣型に限る。**)
- ⑫ その他、前記①から⑪に附帯する事項

4. 採択予定数

以下の採択予定数は、新規申請で採択される件数と「11.支援の継続」に記載の継続審査で採択される件数との合計となります。

なお、現在の派遣先は、INPIT ホームページから一覧として公開されています。⁶

スキーム1 研究機関派遣型 10 件程度

スキーム2 FA 派遣型 3 件程度

⁶ 知財 PD 派遣先一覧 <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipsupport/index.html#anchor6>

5. 支援期間等

本公募に関する支援期間等は以下のとおりです。

研究機関派遣型、FA 派遣型	
支援期間	令和7年10月～令和8年9月
派遣頻度	派遣先におけるプロジェクトの進捗状況等を勘案し、柔軟に対応します。
費用負担	知財 PD の人件費、旅費及び活動費(特許情報分析、IPランドスケープ等の調査費を含む。)、また必要に応じて他の専門家を派遣する場合の当該費用も、INTが負担します。ただし、派遣先における執務環境整備・消耗品等に係る費用は、当該派遣先の負担となります。

また、令和7年10月に派遣を開始する場合のスケジュールは、以下を予定しております。

※令和8年10月以降の支援の継続は、予算の成立次第となります。

	令和7年度（2025年度）												令和8年度（2026年度）								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
①研究機関派遣型 ②FA派遣型 2025年10月派遣開始	公募						採択決定	派遣準備	派遣開始	支援期間 (10月～9月)											
	支援計画作成	支援開始	支援中												継続審査	継続決定					

6. 申請要件

【スキーム1：研究機関派遣型】

知財 PD の派遣開始からプロジェクト終了までの期間が1年以上あることに加えて、以下の①～③に該当することを要します。また、大学は、更に④に該当することを要します。

- ① 競争的な公的資金が投入された(又は投入される予定である)国プロを推進する研究開発機関等であること
- ② FA 派遣型又は指定継続プロジェクト派遣型で支援中ではないこと
- ③ 過去に、支援期間内での派遣の終了(12. 参照)となった国プロではないこと
- ④ 学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)で定めるところの大学であること

【スキーム2：FA 派遣型】

以下の①～②に該当することを要します。

- ① 内閣府ホームページ⁷にて公開されている競争的研究費制度の担当機関であること
- ② 研究機関派遣型又は指定継続プロジェクト派遣型で支援中ではないこと

⁷ 内閣府 HP 競争的研究費制度について <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

7. 選定要件

申請要件を満たす申請者の中から、以下の選定要件の充足度を総合的に評価し、派遣先を採択します。また、支援対象となる国プロの規模、専門性及び地域性などを考慮して、1名の知財 PD に複数の派遣先を担当させること、又は、1つの派遣先に複数の知財 PD を派遣させることを前提として、派遣先を選定する場合があります。

【スキーム1：研究機関派遣型】

- ① 国プロが、革新的研究・技術開発に関するものであり、かつ、当該研究開発成果の社会実装によって、どのようなイノベーションの実現がいつなされると想定しているか明示されていること
- ② 派遣先側の責任者である国プロのプロジェクトリーダーの研究開発成果の社会実装への意欲及び当該国プロにおける知的財産に関する課題認識が明確であること
- ③ 希望する支援内容(3. 支援内容①～⑩参照)が具体化され、必要な支援日数が示されていること
- ④ 知財管理の組織・体制が整っている、又は整う見込みが十分あること
- ⑤ 知財関連の活動費(調査費用、出願費用等)が、知的財産戦略を策定及び実行できる程度に確保されている、又は確保される見込みが十分あること
- ⑥ 知財 PD に対して、その活動を円滑に実施するために、活動に必要な内部の情報にアクセス可能であること、必要な所定の権限(役職)及び必要な執務環境があること
- ⑦ INPIT が当該支援結果を事例としてとりまとめること⁸に賛同いただけること
- ⑧ 国プロの研究開発成果の社会実装に向けて実施している取組、または採択された場合の派遣期間中(直近1年間)に実施を計画している取組が明示されていること
- ⑨ その他特筆する事項（例えば、FA 等の関連支援機関や INPIT 知財戦略エキスパート等から推薦があること）

【スキーム2：FA 派遣型】

- ① 国プロが、革新的研究・技術開発に関するものであり、かつ、当該研究開発成果の社会実装によって、どのようなイノベーションの実現がいつなされると想定しているか明示されていること
- ② FA に所属するプロジェクトマネージャーの国プロの研究開発成果の社会実装への意欲及び当該国プロにおける知的財産に関する課題認識が明確であること
- ③ 支援対象となる国プロの数、当該支援内容(3. 支援内容①～⑪参照)が具体化され、必要な支援日数が示されていること
- ④ FA 内に、国プロ毎にプロジェクトマネージャー(FA 内の担当職員)とそれを支える体制が整っている、又は、整う見込みが十分あること
- ⑤ 知財 PD に対して、その活動を円滑に実施するために、活動に必要な内部の情報にアクセス可能であること、必要な所定の権限(役職)及び必要な執務環境があること
- ⑥ INPIT が当該支援結果を事例としてとりまとめることに賛同いただけること
- ⑦ 国プロの研究開発成果の社会実装に向けて実施している取組、または採択された場合の派遣期間中(直近1年間)に実施を計画している取組が明示されていること

⁸ 取りまとめるイメージとしては、前事業の事例集「[知的財産プロデューサー支援事例集\(令和5\(2023\)年度\)](#)」をご参照ください

- ⑧ その他（例えば、FA に派遣することの必要性について、知的財産推進計画や知財活用アクションプラン、国の審議会資料等の国の政策に記載があること）

8. 申請について

公募申請サイトより申請書を取得し、必要事項をご記入のうえ、申請期限までに同サイトを通じてお申し込みください。各スキームで提出が必要な書類は、以下の【提出する書類】をご参照ください。

なお、留意事項に記載の通り、INPIT、事務局は守秘義務を有しますが、例えば、ノウハウ、未公開の特許等の出願情報等、**特に機密性の高い情報は直接含まないようにしてください。**必要に応じて、伏字や匿名処理(●●、A 社等)をご活用ください。また、申請書の記載内容を補足する資料があれば、添付資料として提出可能です。

[iNat 公募申請サイト ip-inat.inpit.go.jp](http://ip-inat.inpit.go.jp)

申請期限 令和7年7月18日(金) (必着)

【提出する書類】

【スキーム1:研究機関派遣型】

- ① [iNat スキーム1 研究機関派遣型 知財戦略プロデューサー派遣申請書](#)
- 申請書には全項目を記載してください。枠内に記載しきれない場合は、行数を増やすか、別に図表等を添付してください。
 - 関連支援機関から推薦がある場合は、推薦の文書を別添として添付してください（様式不問）。
 - 申請書、添付書類は返却しません。
- ② [競争的な公的資金が投入された（又は投入される予定の）研究開発プロジェクトであることが確認できる書面のコピー（例 公的機関からの審査結果（採択）通知書）](#)

【スキーム2:FA 派遣型】

- ① [iNat スキーム2 FA 派遣型 知財戦略プロデューサー派遣申請書](#)
- 申請書は全項目を記載してください。枠内に記載しきれない場合は、行数を増やすか、別に図表等を添付してください。
 - 申請書はプロジェクト単位で作成してください。
 - FA に派遣することの必要性について、知的財産推進計画や知財活用アクションプラン、国の審議会資料等の国の政策に記載がある場合や関係省庁からの推薦がある場合には、別添として添付してください（様式不問）。
 - 申請書、添付書類は返却しません。

【申請書作成、提出に関する注意点】

- ① 複数の書類がある場合には、zip ファイル（パスワードなし）にまとめて送信してください。zip ファイルには送信時にシステムで自動的にパスワードがかかり、SSL 暗号化通信にて送信されます。

② 1つのファイルサイズが 10MB を超える場合は公募申請サイトからの申請ができません。ファイルの送信手段を別途ご案内しますので、事務局までメールでご連絡ください。

iNat 事務局(一般社団法人発明推進協会)
E-mail : pdgr@jiii.or.jp

【申請に関する留意事項】

- (1) 個人情報の取扱いは、事務局の「[個人情報保護方針](#)」に準拠します。
- (2) 申請・支援にあたってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する INPIT、特許庁、事務局、知財 PD、及び外部委員に、iNat の実施に必要な範囲で共有、利用されます。
また、個人情報や機密を含む情報は事前の承認なく、これらの者以外の第三者に提供しません。
- (3) 審査経過・審査結果等に関する問合せには応じられません。
- (4) 以下の点をご了承ください。
 - (ア) 派遣先の情報及びiNatの内容・結果のうち機密情報に関わらない公表可能な部分についての INPIT による公表
 - (イ) iNat の普及啓発のための INPIT が主催・共催・後援等するイベントへの登壇のご協力
 - (ウ) iNat の状況把握のための知財 PD の活動状況・活動成果に関する情報提供
 - (エ) 支援終了後のフォローアップ調査へのご協力
- (5) 費用については以下の通りです。
 - (ア) 知財 PD による支援にあたり、原則料金等は発生しません。
 - (イ) 申請書類作成及び管理費等、その他の諸経費等について、補助するものではありません。
- (6) 知財 PD の情報提供及び助言等がなされた場合であっても、派遣先の判断、行動は、派遣先の責任において決定されるものです。
- (7) iNatに関して、知財 PD の情報提供及び助言等により派遣先又はプロジェクトに生じた損害に対して、INPIT、事務局、及び知財 PD は一切の責任を負いません。

9. 派遣先の決定(採択通知)

派遣先の決定は、以下のとおりに実施いたします。

選定方法	提出された書類をもとに選考のうえ、必要に応じて INPIT にて研究開発機関等又は FA に対して WEB 等でのヒアリングを行い、INPIT による審議のうえ、派遣する知財 PD 及び支援日数を決定します。
選定基準	「7. 選定要件」によります。
選定結果	令和7年9月頃に選定結果を通知する予定です。 なお、審査の経過は通知しません。お問合せにも応じられません。

なお、不採択となった場合には、フォローとして INPIT の[アカデミア知財支援窓口](#)⁹によるスポット的な支援が可能です。希望される場合は申請書の「IV確認事項」欄にチェックを入れてご提出ください。

⁹ 大学等を対象として、大学等における知財のルール策定や産学連携活動等に関する知財課題の解決のため、研究ステージの初期段階から社会実装に至るまでの知財に関する課題解決に向けた支援サービスを提供する窓口です。

10. 派遣の開始

令和7年10月派遣開始予定

11. 支援の継続

令和8年10月以降の支援継続を希望する場合、令和8年7～8月頃の支援計画に基づく支援が適切に実施されたか等の継続審査(詳細は別紙1参照)を経て、INPIT が支援継続の可否を決定します。
※令和 8 年 10 月以降の支援の継続は、予算の成立次第の予定となります。

12. 派遣の終了

以下のいずれかの事由に該当したときは、知財 PD の派遣を終了します。

- ① 派遣の開始後、選定要件が満たされていないことが明らかとなり、かつ、派遣期間内に選定要件を満たす見込みがないと INPIT が判断したとき
- ② 派遣の開始後、競争的な公的資金が派遣期間内に投入されないことが明らかとなったとき(例えば、国プロの申請が不採択となった場合や国プロの中止が決定となった場合)
- ③ 派遣先から支援期間内に派遣中止の申入れ¹⁰があったとき
- ④ その他、派遣先又は INPIT 等において、派遣ができない事由が生じたとき

13. お問合せ先

公募要領及び申請書に関するお問合せ先は、以下の通りです。はじめて申請される方は、申請前に下記お問合せ先に相談されることをお勧めします。

iNat事務局（一般社団法人発明推進協会）
TEL: 03-3502-5429
E-mail: pdgr@jiii.or.jp

¹⁰ 申請時の責任者名で iNat 事務局への書面(電子媒体)提出による申入れとなります。申入れの際は、iNat 事務局へご連絡ください。所定の様式をお渡しします。

(別表 1)国プロごとの支援上限日数(通算)

支援日数には、国プロごとに設定された上限(支援上限日数(通算))があります。iNat で支援を受けた通算の支援日数が当該上限に達すると、それ以上、支援を受けることができなくなります。

支援上限日数(通算)は、国プロの研究期間の長さ(例えば、5年間、継続する予定のプロジェクトであれば、5年となります。)と、国プロの研究期間が開始してから経過した年数(例えば、開始3年目のプロジェクトであれば、3年となります。)をもとに決定されます。詳細は、以下の表をご参照ください。

国プロごとの支援上限日数(通算)

国プロの研究期間 (年)	国プロの研究期間の経過年数 (年)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	180	90	-	-	-	-	-	-	-	-
3	230	180	90	-	-	-	-	-	-	-
4	280	230	180	90	-	-	-	-	-	-
5	330	280	230	180	90	-	-	-	-	-
6	380	330	280	230	180	90	-	-	-	-
7	430	380	330	280	230	180	90	-	-	-
8	480	430	380	330	280	230	180	90	-	-
9	530	480	430	380	330	280	230	180	90	-
10	580	530	480	430	380	330	280	230	180	90

※表中の 90、180 等の数字は、日単位となります。

例えば、研究期間が3年間の国プロで 1 年目から iNat の支援に申請する場合、年間の支援日数は最大で90日ですが、上記表のとおり、3年間の支援日数の上限は230日となります。必ずしも90日×3年間=270日の支援を受けられるわけではありません。申請時にはその点を考慮し、支援希望日数をご検討ください。